

瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第19号

瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市地域密着型サービス事業所、<u>介護老人福祉施設等</u>の整備に係る事業者選定委員会運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市地域密着型サービス事業所、<u>介護老人福祉施設等</u>の整備に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 事業者が提出した<u>介護保険法</u>（平成9年法</p>	<p>瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び<u>介護老人福祉施設整備</u>に係る事業者選定委員会運営規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び<u>介護老人福祉施設整備</u>に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 事業者が提出した<u>地域密着型サービス事業</u></p>

<p>律第123号)に規定する介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス事業所の整備計画の書類審査及びヒアリングに関すること。</p> <p>(2) <省略></p>	<p>所整備計画及び介護老人福祉施設整備計画の書類審査及びヒアリングに関すること。</p> <p>(2) <省略></p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。